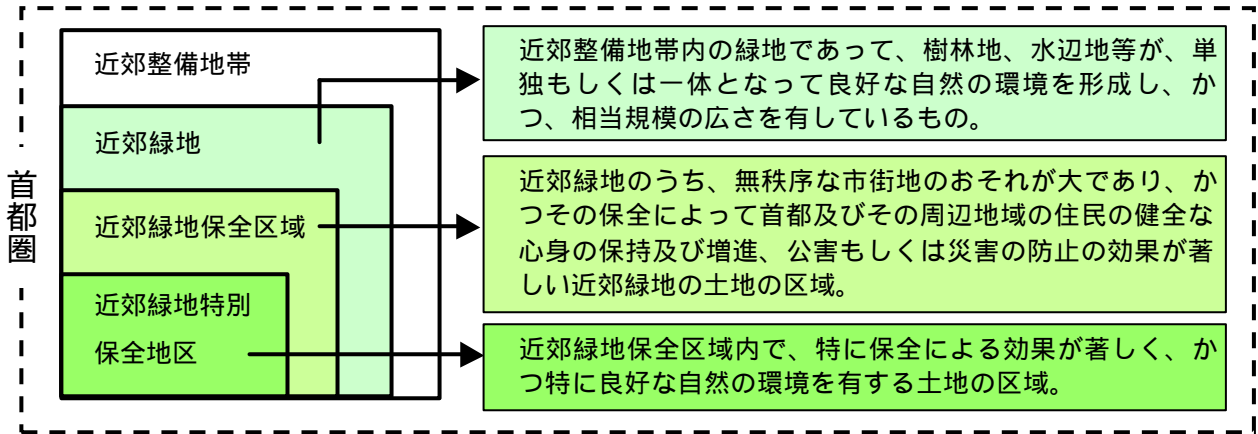


首都圏近郊緑地保全制度について

目的：良好な自然環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

根拠法：首都圏近郊緑地保全法（昭 41 法 101）



近郊緑地保全区域

指定主体	国土交通大臣
近郊緑地保全計画	国土交通大臣は、保全区域の指定をしたときは、当該区域について近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を決定。
行為規制	建築物等の新改造築、土地の形状の変更、木竹の伐採は知事等に届出。 知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、助言又は勧告を行うことができる。
その他	近郊緑地の保全に要する費用は、都県等の負担。

近郊緑地保全区域内で、特に保全による効果が著しく、かつ特に良好な自然の環境を有する土地の区域については、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

近郊緑地特別保全地区

決定主体	都県等
行為規制	建築物等の新改造築、土地の形状の変更、木竹の伐採、水面の埋め立て又は干拓等は、知事等の許可。 ⇒ 上記の許可を得られず損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償。 ⇒ 上記の許可を得られず、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、所有者から当該土地の買入れの申し出があった場合、当該土地を買入れ。国はその一部を補助。 知事等は緑地保全について必要な措置（原状回復等）を命じることができる。
その他	国は、地方公共団体が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都県等の財政状況が許す限り、配慮する。

都市緑地保全法で規定